

国立国語研究所特定客員教員規程

令和5年10月20日

国語研規程第104号

改正 令和6年 4月10日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所（以下「研究所」という。）における共同研究プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に関連する研究を推進するため、特定客員教員を配置するものであり、大学共同利用機関法人人間文化研究機構特別客員教員規程（人間文化研究機構規程第109号。以下「機構規程」という。）第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 特定客員教員の選考は、プロジェクトに関連する研究の推進のために、プロジェクトリーダーが必要と判断した場合、推薦書、履歴書を研究主幹に提出し、共同研究プロジェクト推進会議及び所長室会議の議を経て、所長が決定するものとする。

(資格等)

第3条 所長は、次に掲げる資格を有する者に対して、特定客員教授又は特定客員准教授の称号を付与するものとする。

- (1) 特定客員教授 大学共同利用機関法人人間文化研究機構研究職員の特例に関する規程（人間文化研究機構規程第23号。以下「特例規程」という。）第4条第2項の基準を満たす者
- (2) 特定客員准教授 特例規程第4条第3項の基準を満たす者

(期間)

第4条 特定客員教員の委嘱期間については、1年以内とし、プロジェクト実施期間終了まで更新を妨げないものとする。

(報酬・交通費)

第5条 特定客員教員への報酬及び交通費は、支払わないものとする。

(施設等の利用)

第6条 特定客員教員は、研究所の施設、設備及び文献等を利用することができる。

(庶務)

第7条 本件に係る庶務は、管理部研究推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、特定客員教員に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この規程は、令和5年10月20日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。